

## 巻頭言

## 多元的価値と開かれた対話

大高 研道 (協同総研理事長／明治大学教授)

労働者協同組合法施行後、各地で多様な労協法人が設立されているとの報を聞く。日本労働者協同組合連合会の中核的な事業体であるセンター事業団も、2年間かけて法人移行することになり、第一弾として2023年4月1日にNPO法人部分が「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」として組織変更を行った。労協運動はこれからどのような展開をみせるのだろうか。

折しも25年前の1998年、特定非営利活動促進法が公布(3月)・施行(12月)された。いわゆるNPO法である。小規模な非営利組織の設立が困難であった四半世紀前の状況を思い起こすと、それは市民活動を後押しする大きな動力となった。法施行翌年の1999年度には1,724団体が設立され、以降、毎年認証法人数は右肩上がり増加することになる。2014年度には5万を超えた。

2006年に着任した前任校である聖学院大学ではNPO論を担当していたが、毎年数千単位で増加する状況を当たり前のことのように講義していた。当時は、ずっと増え続けるような感覚でいたような気がする。

しかし、法施行20年目の2018年には減少に転じ(51,602法人)、2023年5月末現

在は50,262法人となっている(内閣府NPOホームページ)。21世紀初頭に着手された公益法人制度改革と公益法人制度改革関連三法の施行(2008年)の影響も考えられるが、20年間でほぼ定常化したといってもよいだろう。ただし、その状態を市民活動の「成熟」とするのはやや早計である。連帯なき市民活動の発展性や組織の持続性は常に課題として指摘されてきたし、近年では人材(後継者)不足のため「開店休業」状態であったり「店じまい」を考えているNPO法人への対応が深刻な行政的課題となっている。

労協法人は事業体であるが市民運動としての特質も有している。「持続可能で活力ある地域社会の実現に資する」労協運動を通して市民の自治と協力の力がどのように育まれていくか。この先20年を一つの目安にしてその姿を見守りたいと思う。

\* \* \*

協同総研第11回通常総会(通算33回)が2023年6月25日に開催された。この一年間の研究活動のキーワードは「協同労働の多元的価値」であった。そのテーマ設定自体は、向谷地生良副理事長・田中夏子理事を交えて2022年2月26日に開催した協同総研30周年総括集会に遡ることに

なるが(『協同の発見』第355号)、毎回の理事会開催日の午後に「協同労働の多元的な価値と可能性を考える」を共通テーマに5回の研究会を企画・実施した。

「多元的な価値」を中心テーマに設定した背景には、①多様な問題関心をもつ会員による学際的研究活動の促進、②研究者と実践者の研究交流の活性化、③現場に深くコミットする調査研究活動の展開を通して、協同労働を自分たちなりの言葉で語り、生きた実践概念として身体化することの大切さを確認しあった理事や事務局メンバーとの対話があった(『協同の発見』第357号巻頭言「研究する協同労働」)。一年間の取り組みを経て、その試みは刺激的で学びの多いものであったように思う。

\* \* \*

「協同労働の多元的価値」を掘り起こす作業は、今後とも協同総研の重要なミッションとなる。ただし、各々が語る「多元的」価値が、排他的領域の枠外で「他者を本質化する」(J.ヤング)ことに作用するのであれば、創造的な協同労働の可能性を見出すことは難しい。多様な文化や価値を認める一方で相互の交わりがな

いのであれば、そこに広がるのは荒漠とした無関心の世界であろう。

では、多元主義の限界を乗り越えた先には何があるのだろうか。それは一元的・全体主義的な価値規範ではなく、ぴったりと一致する必要はないが見つけている方向は感覚として共有されているような世界ではないか、というのが現時点での私の理解である。そして、そのためには多元的な価値を語る場が常に共変移を引き起こす開かれた対話的空間であることが決定的に重要となる。「『協同労働』をめぐる多元的な問い」(『協同の発見』第367号巻頭言・利根川徳)を、分散性と相同性を統合する研究活動へと如何にしてつなげることができるのか。その可能性を共に考え深める一年にしたい。

本年度の総会では2年に一度の役員改選が行われた。僭越ながら2期目の理事長を拝命することとなった。7月からは長らく事務局長を務めた相良孝雄さんが異動となり、事務局体制も変わることになる。相良さんの長年にわたる献身に御礼申し上げるとともに、新天地での更なる活躍を祈念している。